

「2020年度職場改善諸要求(運輸所関係)」に 関する業務委員会を開催!

12月25日、地本は「2020年度職場改善諸要求(運輸所関係)」に関する申し入れ(9月28日付)について関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は今田組織部長、西業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、笹田副委員長。会社側は、小泉人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第12号「2020年度職場諸要求(運輸所)」に関する申し入れ

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、未だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に
関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し
改善すること。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

I. 新幹線各駅・各車両所における労災が起こりうる危険箇所の改善要求

(1) 各車両所の昇降台(手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等)を整備すること。

【会社回答】必要な修繕は実施している。今後も申告があれば個別に対応していく。

(2) 東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No.5位に変更すること。

※No.5位とあるのはNo.3位が正当。

【会社回答】手歯止めの設置位置については新幹線運転士運転取扱標準（ブロック図）に規定されており、現行の通りとする。

(3) 気温35度以上の日は、熱中症対策として巡回行路を中止すること。

【会社回答】必要な熱中症対策は講じており、そのような考えはない。

(4) 安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。

【会社回答】対象物を確認喚呼することが重要と考えており、現行の通りとする。

(5) 勤務中の怪我は、全て労災申請出来るようにすること。

【会社回答】法令等に則り、適切に対処している。

(6) 名古屋電留線昇降台付近及び安全通路付近の雑草は、定期的に伐採すること。

東一両安全通路付近の雑草も定期的に伐採すること。

【会社回答】状況を見て、必要な草刈りは、実施している。

(7) 熱中症対策として、各駅ホームに水とお茶を設置すること。

【会社回答】熱中症が懸念される時期に関しては短区間巡回に従事する対策として、新大阪駅及び京都駅には必要な水分補給を行うための飲料水やおしぼりの手配を実施した。

(8) 新大阪駅ホームに乗務員専用エレベーターを設置すること。

【会社回答】構造上の問題等から困難である。現状で対処されたい。

(9) 大一両仕業庫、16号車デッキにある階段の幅を拡張すること。

【会社回答】構造上の問題等から困難である。現状で対処されたい。

(10) 名古屋電留線の安全通路は不安定箇所（コンクリートブロック）を整備すること。

【会社回答】状況を見て、必要な修繕は実施している。

II. コロナウイルス感染防止対策に対する要求

(1) 検温は、職場入口（全日警詰所）で行うこと。

【会社回答】各職場の実状に合わせて検温実施箇所で実施している。尚、運輸所については出勤点呼時に乗務員の心身状態と合わせて点呼執行者が検温を実施するものとしている。

(2) 検温実施に伴う、労働時間を1分付加すること。

【会社回答】必要な時間は労働時間として、確保している。

(3) 発熱37.5度以上時の勤務認証は、私傷病扱いとせず在宅勤務とすること。

【会社回答】そのような考えはない。会社は検査の結果37.5度以上となり就業が不可となった場合、社員から私傷病休暇の申請があれば私傷病休暇となり、年休の申請があればそれを妨げない。尚、会社として、社員の就業を禁止する必要があると判断した場合は、就業規則136条第2項に基づく社員の就業を禁止する。

(4) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

【会社回答】アルコール検査に要する時間は、労働時間である。

(5) 全社員にPCR検査を実施すること。

【会社回答】こまめな手洗いや手・指の消毒等による感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。尚、個別の事象に対するPCR検査の受検要否については、保健所の指示があればそれに従う。

(6) 新型コロナウイルス等の感染症罹患時の勤務扱いを明確にすること。

【会社回答】陽性であるか否なかに関わらず、一般的に熱などの症状があれば私傷病休暇となる。但し、本人の希望による年休にすることは妨げない。

(7) ロッカー室内にマスク専用の蓋付きゴミ箱を設置すること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(8) 新型コロナウイルス感染防止対策として、定例訓練を中止すること。

【会社回答】訓練は運転従事員に対し必要な教育であることから、現時点で中止する考えはない。

(9) 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所の乗務員準備室内に飛沫感染防止対策をとること。

【会社回答】運輸所に於いては、乗務員へのマスク着用の徹底、アルコール等での手・指の消毒、社会的距離の確保に加え、飛沫飛散防止シートの設置や適切な換気を実施するなどの感染拡大防止対策を実施している。

(10) 職場内の空気の換気時は、ロッカー室も含めて換気すること。

【会社回答】必要な換気は適切に行っている。

(11) 社員が新型コロナウイルスに感染した場合、包み隠さず速やかに公表すること。

【会社回答】駅係員や乗務員など接客業務に従事する社員の感染についてはプレスの通りである。他の社員に関してはプライバシーに関するため、詳細は差し控えるが感染した社員と一定の接触があったと思われる社員に対しては個別に通知して体調の確認を行っている。引き続き感染予防・拡大予防対策に努めていく。

(12) 名古屋ホーム詰所における三密を避けるため、待機室を名古屋運輸所または名古屋駅に待機スペースを設けること。

【会社回答】支社権限外事項であるが換気等の必要な対策は適切に実施しており、三密を回避できる環境は整備している。

(13) 各種委員会の開催を中止すること。

【会社回答】「ワンステップ」活動は業務上必要な取り組みであり、現時点で中止する考えはない。

(14) 各職場内に、全社員が常時使用できる体温計を置くこと。

【会社回答】その必要は無い。体調の疑義を感じた場合は速やかに当直に申告されたい。

(15) 各運輸所の浴室内脱衣所にアルコール消毒スプレーを置くこと。

【会社回答】洗面台には石鹸を設置しており現状で対処されたい。

Ⅲ. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

(1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。あるいは、名古屋車両所回送線にある停止限界標識と同じようにLEDで照査すること。

【会社回答】

駅、車両所の停止位置目標及び一旦停止標識は、箇所ごとに標板の劣化状態等を鑑み、必要な修繕・取替を行っている。

IV. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

(1) 寝室のシーツを毎日交替すること。

【会社回答】社員の就労環境の更なる改善を目的に運輸所に於いては、令和3年1月12日夜の休養室利用時から休養室シーツ、掛布カバーを使用の都度交換する予定である。

ただし。全職場のシーツ類を使用する都度交換するとなると作業量が膨大になり、これまで通り関係会社に於いて対応することは現実的に困難になることから、使用する社員がシーツ、掛布カバーの取付けと取外し、休養室使用後の寝具等の整理整頓を行う形とする。加えて、毛布については一般的に掛布の上で使われているため毛布カバーを廃止する。

(2) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。

【会社回答】現状でも特に問題ないと考えており、そのような考えはない。

(3) 大阪第二運輸所浴室の黒カビを掃除すること。

【会社回答】浴室については毎日清掃を行い衛生面に於いて管理を徹底しているところであり故障や不具合等が発生した際は迅速に対応を行っている。

(4) 大阪第二運輸所浴室の排水口を定期的に消毒と清掃をすること。

【会社回答】浴室排水溝については日々の清掃で必要な消毒や清掃を実施している。

(5) 寝室の布団及び毛布を定期的に乾燥させること。

【会社回答】休養室の布団の乾燥については定期的の実施しており衛生上問題が無いと考えている。尚、汚れの酷い物については都度交換するので、必要により管理者に申告されたい。

(6) 寢室のズボンプレスナーを撤去すること。使用者は、その都度申告し貸出すること。
【会社回答】現行通りとする。CPAP（シーパップ）使用の際に邪魔であれば室外に出して頂いてかまわない。

(7) 寢室に空気清浄機及び湿気が除去出来るエアコン（プラズマクラスター）に変更すること。

【会社回答】必要な清掃や換気は実施しており、現状で対処されたい。

(8) 各乗務員待機室に空気清浄機を設置すること。

【会社回答】令和2年8月に各運輸所に空気清浄機を設置している。

(9) 寢室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。

【会社回答】定期的に清掃をしているため、現行通りとする。

(10) 寢室の部屋割りは、行路毎に固定すること。

【会社回答】必要に応じて割り振りを実施しており、そのような考えはない。

(11) 寢室のスリッパをゴムスリッパに変更し、定期的に交替すること。

【会社回答】現状でも特に問題は無いと考えており、そのような考えはない。

(12) 寢室の枕及び枕カバーを全て新調すること。

【会社回答】必要な交換は実施するため、不具合がある場合は適宜申告されたい。

(13) 各運輸所内の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。

【会社回答】現行通りとする。

(14) 各ロッカーにタオル掛けを設けること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(15) 寢室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。

【会社回答】現行通りとする。

V. その他の改善について

(1) 規程類訂正は労働時間とすること。また、訓練時間内で行うこと。

【会社回答】規程の訂正に掛かる時間については規程の訂正内容や個人作業時間の異なるものの、いずれも労働時間内で出来る範囲内に出来ると認識しており訓練時間内で行う考えはない。

(2) 連続休暇の不可日をなくすこと。

【会社回答】繁忙期等状況により連続休暇の申込み不可日が発生するため現行通りとする。

(3) 毎月25日の勤務発表時の白日をなくすこと。

【会社回答】一定数空欄の理由は追加日や乗務員の私傷病等勤務指定後の突発事象の対応するためであり、そのような考えはない。

(4) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。

【会社回答】必要な詰所は開放しているため、現状で対処されたい。

(5) 名古屋ホーム詰所の旧喫煙ルームの壁紙を貼り替えること。

【会社回答】支社権限外事項ではあるが、令和2年10月に壁紙の張り替えは完了している。

(6) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。

【会社回答】現行通りとする。

(7) 東一運の浴室を拡大し空調を新設すること。

【会社回答】現状で対処されたい。

(8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。大井乗泊に乾燥機を設置すること。また、関連会社の使用は別に設けること。

【会社回答】現行通りとする。

(9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。

【会社回答】現状の通り、線路横断時に一旦停止し、左右確認することで安全を確保すること。

(10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。

【会社回答】三島両3階乗務員待機室に椅子を必要数用意しており、待機室内の混雑を避けるため鞆置場を乗務員待機室前に設置している。待機スペースは相互に譲り合っていたきたい。また、浴室に下駄箱を設置する考えはない。

(11) 鳥飼車両基地内に24時間営業のコンビニを設置すること。

【会社回答】そのような考えはない。

(12) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(13) 新大阪駅21、22番線東京方、階段前の扉のテンキーをプッシュ式に変更すること。

【会社回答】現行通りとする。

(14) 乗務員に靴を貸与すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(15) 合服着用時のワイシャツは、会社が貸与すること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(16) 衣替え（5月・11月）時期による制服の着用は、個人の判断に任すこと。

【会社回答】制服の衣替えについては、既に一定程度の柔軟性のある運用をしており、また、制服は端正かつ一定のルールに基づいて着用するものであるから個人の判断のみをもって着用期間及び着装方の変更を認める考えはない。

若干のやり取り

※会社による退職強要行為について

組合：前回の業務委員会で退職強要が行われていると話をさせてもらった会社として調べると言いましたけど調べたのを報告してください。大交両のことです。

会社：会社としては退職強要の事実はない。

組合：ユニオンも抗議したと言っている。ユニオンの関西地本も把握していて、岡本委員が言うように事実はないということなのか。

会社：そちらのやり取りは知りませんが、会社としてそういった退職強要の事実はない。

組合：嘘ついたらダメです。嘘をついたら業務委員会が成立しない。ユニオンの書記長と話をしてユニオンとしても会社の行為に抗議したと言っている。

組合：本人が言っているのだから間違いはないでしょう。

組合：本人にも確認した、ユニオンの書記長も言っている。そういった事実がある事です。よくそういう嘘をつきますね。

会社：どういう言い方をしたか分かりませんが。

組合：我々はそういう事実を証拠として掴んでいる、会社が違うと言うなら何が事実ですか。

組合：嘘ついたらダメです、ごまかしです。それなら業務委員会が成立しません。

会社：会社として先ほど述べた通りですけど貴側の意見として聞いておきます。

組合：会社として現場長の交両の方に確認したけど、そういう事実はなかったと言うことですね。そういうことですね。

会社：はい。

※寝室のシーツ・掛カバー交換について

組合：シーツの関係です、申し入れは毎日交換だけです。それを（社員が）シーツ交換をまとめてやるとは要求してない。

組合：現実的に困難とありますけど中身の何が困難ですか？

会社：人件費の問題、総合的に見ての問題です。

組合：シーツの毎日の交換はコロナ対策ですか？

会社：就労環境の改善です。会社として経費の節減ではない。

組合：シーツ交換は経費の節減ではないのか。

会社：職場のシーツを毎日交換するとなるとリネンであつたり洗濯であつたりそれなりにかかります。

組合：経費の節減ではないのか。シーツや掛布カバーを付けると、どのくらい時間がかかると思っている。

会社：就労環境の改善のためです。

組合：JR西日本（会社）みたいに必要な人だけシーツ交換すれば経費もかからない。
交換するのも面倒である。現状のままでよい。

組合：シーツ交換は会社の指示ですか？シーツ交換は一仕事である。10分は掛かります。
どれくらい（時間）かかるのか測ったのか？（取付け・取外し）時間を付けてもら
わないと誰もしません。

会社：シーツ交換は（組合側の）ご要望である

組合：布団を畳んで整理整頓しろということか。

会社：次の方に気持ちよく使ってもらうために畳んでもらう。みんなでやりましょう。と
いうことです。

組合：それは指示でしょう。指示ならやりますよ。シーツ交換をしなかったら注意するの
ですか自己の時間でしょ。今は2日に一回シーツを交換しているのでしょう。現
行の通りで良い。

会社：就労環境の改善です。

組合：（シーツ交換で）就労環境が悪くなる自己の時間でのシーツ交換は誰もしない。
シーツ交換はお願いですね。誰もしません。

会社：改善について問題ないと考えている。

※規程類訂正は労働時間とすること。また、訓練時間内で行うことについて

組合：労働時間内に規程を訂正する時間は入っているのか。

会社：手待ち時間もありませんしとにかく労働時間内で。

組合：（訂正は）手待ち時間をつなぎ合わせてということですか。手待ち時間なんてない。

会社：労働時間内にやっていただきたい。

組合：労働時間は、準備報告時間、乗務時間全部決まった時間です。

会社：労働時間内に対処できるとかと思います。

組合：3、40分かかるものもあります。

会社：労働時間内で出来る範囲でやっていただきたい。

組合：今は自己の時間でやっている。超過勤務をつけてくれれば誰も文句は言わない。

何のための規程の訂正なのか安全に運行するための規程の訂正で労働時間と認めれ
ば誰もが訂正する。

会社：労働時間内でやっていただきたい。

組合：そのような時間はない。

以上